

地方税法施行令附則第12条第29項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（当該改修工事に附帯して必要となる改修工事を含む。）とする。

- 一 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあっては、次のイに定める改修工事又は次のイに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事）であること。
 - ア 窓の断熱性を高める改修工事（外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める改修工事（外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）
 - ウ 天井等の断熱性を高める改修工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）
 - エ 壁の断熱性を高める改修工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにおいて、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるもの）をいう。以下同じ。）
 - オ 床等の断熱性を高める改修工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）
- 二 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事においては、発泡プラスチック保温材（日本工業規格A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類

の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

地域区分	1 及び 2	3	4	5 及び 6	7
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。					

別表1-2

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p> <p>3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p>	

別表2

			地域区分							
			1 及び 2	3	4	5 及び 6	7	8		
一戸造等の住宅								0.53		
		壁		0.39	0.49	0.75	0.75	0.75		
			床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
		その他の部分		0.38	0.46	0.53	0.53	0.53		
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98		
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36		
		外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.62
			壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	
				床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37
			その他の部分		0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分		0.52	0.62	0.98	0.98	0.98			
	その他の部分		1.38	1.60	2.36	2.36	2.36			
その他の住宅	屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24		
	壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53			
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34		
	その他の部分		0.34	0.34	0.48	0.48	0.48			
	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52			
		その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38			
<p>1 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。</p> <p>3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適</p>										

用するものとする。

4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3

住宅の種類	断熱材の 施工法	部 位		断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メ ートル・度)							
				地域区分							
				1 及 び 2	3	4	5 及 び 6	7	8		
鉄筋コンクリ ート造等の住 宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	1.6		
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1			
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1			
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5			
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8			
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.4		
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9			
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1			
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5			
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8			
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			
木造の住宅	充填断熱工 法	屋根又は 天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6		
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2			
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3			
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2			
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			
		枠組壁工法の 住宅	充填断熱工 法	屋根又は 天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
					天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
				壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	
床	外気に接する部分			4.2	4.2	3.1	3.1	3.1			
	その他の部分			3.1	3.1	2.0	2.0	2.0			
土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分			3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
	その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			
木造、枠組壁 工法又は鉄骨 造の住宅	外張断熱工 法又は内張 断熱工法			屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7			
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5			
			その他の部分								
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。

- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあつては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあつては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあつては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周部分の基礎にあつては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附 則（平成二十年国土交通省告示第五百十五号）

この告示は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十一号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第九百十二号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十七号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年国土交通省告示第五百五十五号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。